

福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人介護職員を雇用し、日本語学習支援を実施する介護サービス事業者に対し、市が予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、当該事業者を支援し、もって外国人介護人材の確保及び定着を図るため、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、介護保険施設を運営する者及び介護保険事業を行う者
- (2) 事業所等 法に基づく、介護保険施設及び介護保険事業所

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 福山市内に事業所等を有すること。
- (2) 福山市内に所在する事業所等において、次に掲げる在留資格（出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項に規定する在留資格をいう。）を有し、介護職員として従事する外国人を雇用していること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に定める特定技能（同表特定技能の項下欄第1号に規定する法務省令で定める産業上の分野が介護分野であるものに限る。）
 - イ 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に定める技能実習（技能実習計画において、技能実習の内容に係る職種及び作業が介護であるものに限る。）
- (3) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (4) 本市に納付すべき市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が自ら雇用する外国人職員を対象に実施する日本語学習支援に関するものであること。
- (2) 補助金の対象となる外国人職員（以下「対象職員」という。）から費用を徴収しない事業であること。
- (3) 対象職員の語学レベルに応じたカリキュラムが提供されること。
- (4) 入国後講習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第1条第7号に規定する入国後講習をいう。）ではないこと。
- (5) 本補助金と趣旨を同じくする、国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する、他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助対象事業は、年度末までに完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

- (1) 日本語の講師に対して支払う謝金
- (2) 日本語学習に必要な図書、教材等の購入費
- (3) 日本語学習に係る学校、通信教育等の受講費（入学料を除く。）
- (4) その他、市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象職員1人ごとに算定する。その額は、補助対象経費の2分の1以内とし、対象職員1人につき6万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、一の事業所等につき、補助金対象職員の数は2人までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書
- (2) 事業実施計画書

- (3) 収支予算書
 - (4) 対象職員の雇用契約書の写し又はこれに類する書類
 - (5) 対象職員の在留カードの写し又はこれに類する書類
 - (6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付回数)

第8条 同一対象職員に係る本補助金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の内容等の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の所要額調書
- (2) 変更後の事業実施計画書
- (3) 変更後の収支予算書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金事業（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに、福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額精算書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 事業に係る経費の領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第16条 市長は、補助金の補助決定事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金に関する書類の保管)

第17条 本補助金事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(帳票)

第18条 第7条に定める福山市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）6月1日から施行し、同年4月1日以後に実施した補助対象事業について適用する。